

第十九回 生活保護法案特別委員會

事速記録第一號

付託議案
○生活保護法案

委員氏名

委員長 男爵高木 嘉寛君

副委員長 子爵京極 高銳君

公爵島津 忠承君

公爵三條 實春君

子爵黒田 長禮君

伯爵前田 利男君

子爵北小路三郎君

子爵實吉 純郎君

子爵安藤 信昭君

子爵神原 政春君

小山 松吉君

佐々木惣一君

男爵奥田 駒郎君

男爵園 伊能君

男爵北大路信明君

男爵小原謙太郎君

野田六左衛門君

板谷 順助君

原 泰一君

長谷川萬次郎君

江口 文雄君

木内 四郎君

正田 貞一郎君

岩淵 長雄君

中山 肇彦君

昭和二十一年八月二十日(火曜日)午前十時十分開會

○委員長(男爵高木嘉寛君) 是ヨリ開

テ付託議案ニ付テ説明申

要ガアリマスノデ、第六條以下ニ保護

公益法人、私人等ノ施設ヲ活用スル必

御願ヒ致シマス

○國務大臣(河合良成君) 只今議題ト

ナリマシタ生活保護法案ニ付テ説明申

メテ、之ヲ廢止スルコトニ致シテ居リマ

ス、大體本法ハ完全ナル社會保障ト云

ト云フ五箇ノ法律ガアルノデゾサイ

ス、此ノ救護法、母子保護法、或ハ醫

療保護法等ニ於キマシテハ、對象ハ限

下ニ於キマスル多數ノ、而モ今後尙豫

想セレ生活困難者ノ最低生活ヲ國ガ

タ通リテアリマスガ、現今ノ社會情勢

上ダマス、本法ヲ提奏致シマシタ理由

ニ付キマシテハ、既ニ本會議デ申述べ

タ通リテアリマスガ、現今ノ社會情勢

責任ヲ以テ保障スル爲ニバ、現行ノ保

護諸法令ノ如ク對象ヲ限定シ

テウツスルモノニアリマス、以下本案

ノ内容ニ付テ説明致シマス、第一ニ申

何ヲ問ハズ、現ニ生活ノ保護ヲ要スル

状態ニアル者ノ生活ヲ、國ガ差別的又

ハ優先的ナ取扱ヲナスコトガナク、平

等ニ保護致シマシテ、社會ノ福祉ヲ増

進スルコトニアルノアリマス、但シ本

法ノ保護ニ依存シテ、徒食スル者ガ生

ズルコトヲ防止スル爲ニ、第二ニ條ニ於

テ、怠ケタ者ヤ棄行不良ナ者ニハ保護

ヲ申上げマスルノハ、保護ヲ行フ機関

ノコトデアリマスルガ、保護ヲ行フ機

關スルニ依存シテ居リマス、次ニ申

何ヲ問ハズ、現ニ生活ノ保護ヲ要スル

状態ニアル者ノ生活ヲ、國ガ差別的又

ハ優先的ナ取扱ヲナスコトガナク、平

等ニ保護致シマシテ、社會ノ福祉ヲ増

進スルコトニアルノアリマス、但シ本

法ノ保護ニ依存シテ、徒食スル者ガ生

ズルコトヲ防止スル爲ニ、第二ニ條ニ於

テ、怠ケタ者ヤ棄行不良ナ者ニハ保護

ヲ申上げマスルノハ、保護ヲ行フ機関

ノコトデアリマスルガ、保護ヲ行フ機

關スルニ依存シテ居リマス、次ニ申

何ヲ問ハズ、現ニ生活ノ保護ヲ要スル

状態ニアル者ノ生活ヲ、國ガ差別的又

ハ優先的ナ取扱ヲナスコトガナク、平

等ニ保護致シマシテ、社會ノ福祉ヲ増

進スルコトニアルノアリマス、但シ本

法ノ保護ニ依存シテ、徒食スル者ガ生

ズルコトヲ防止スル爲ニ、第二ニ條ニ於

テ、怠ケタ者ヤ棄行不良ナ者ニハ保護

ヲ申上げマスルノハ、保護ヲ行フ機関

ノコトデアリマスルガ、保護ヲ行フ機

關スルニ依存シテ居リマス、次ニ申

何ヲ問ハズ、現ニ生活ノ保護ヲ要スル

状態ニアル者ノ生活ヲ、國ガ差別的又

ハ優先的ナ取扱ヲナスコトガナク、平

等ニ保護致シマシテ、社會ノ福祉ヲ増

進スルコトニアルノアリマス、但シ本

法ノ保護ニ依存シテ、徒食スル者ガ生

ズルコトヲ防止スル爲ニ、第二ニ條ニ於

テ、怠ケタ者ヤ棄行不良ナ者ニハ保護

ヲ申上げマスルノハ、保護ヲ行フ機関

ノコトデアリマスルガ、保護ヲ行フ機

關スルニ依存シテ居リマス、次ニ申

何ヲ問ハズ、現ニ生活ノ保護ヲ要スル

状態ニアル者ノ生活ヲ、國ガ差別的又

ハ優先的ナ取扱ヲナスコトガナク、平

等ニ保護致シマシテ、社會ノ福祉ヲ増

進スルコトニアルノアリマス、但シ本

法ノ保護ニ依存シテ、徒食スル者ガ生

ズルコトヲ防止スル爲ニ、第二ニ條ニ於

テ、怠ケタ者ヤ棄行不良ナ者ニハ保護

ヲ申上げマスルノハ、保護ヲ行フ機関

ノコトデアリマスルガ、保護ヲ行フ機

關スルニ依存シテ居リマス、次ニ申

何ヲ問ハズ、現ニ生活ノ保護ヲ要スル

状態ニアル者ノ生活ヲ、國ガ差別的又

ハ優先的ナ取扱ヲナスコトガナク、平

等ニ保護致シマシテ、社會ノ福祉ヲ増

進スルコトニアルノアリマス、但シ本

法ノ保護ニ依存シテ、徒食スル者ガ生

ズルコトヲ防止スル爲ニ、第二ニ條ニ於

テ、怠ケタ者ヤ棄行不良ナ者ニハ保護

ヲ申上げマスルノハ、保護ヲ行フ機関

ノコトデアリマスルガ、保護ヲ行フ機

關スルニ依存シテ居リマス、次ニ申

何ヲ問ハズ、現ニ生活ノ保護ヲ要スル

状態ニアル者ノ生活ヲ、國ガ差別的又

ハ優先的ナ取扱ヲナスコトガナク、平

等ニ保護致シマシテ、社會ノ福祉ヲ増

進スルコトニアルノアリマス、但シ本

法ノ保護ニ依存シテ、徒食スル者ガ生

ズルコトヲ防止スル爲ニ、第二ニ條ニ於

テ、怠ケタ者ヤ棄行不良ナ者ニハ保護

ヲ申上げマスルノハ、保護ヲ行フ機関

ノコトデアリマスルガ、保護ヲ行フ機

關スルニ依存シテ居リマス、次ニ申

何ヲ問ハズ、現ニ生活ノ保護ヲ要スル

状態ニアル者ノ生活ヲ、國ガ差別的又

ハ優先的ナ取扱ヲナスコトガナク、平

等ニ保護致シマシテ、社會ノ福祉ヲ増

進スルコトニアルノアリマス、但シ本

法ノ保護ニ依存シテ、徒食スル者ガ生

ズルコトヲ防止スル爲ニ、第二ニ條ニ於

テ、怠ケタ者ヤ棄行不良ナ者ニハ保護

ヲ申上げマスルノハ、保護ヲ行フ機関

ノコトデアリマスルガ、保護ヲ行フ機

關スルニ依存シテ居リマス、次ニ申

何ヲ問ハズ、現ニ生活ノ保護ヲ要スル

状態ニアル者ノ生活ヲ、國ガ差別的又

ハ優先的ナ取扱ヲナスコトガナク、平

等ニ保護致シマシテ、社會ノ福祉ヲ増

進スルコトニアルノアリマス、但シ本

法ノ保護ニ依存シテ、徒食スル者ガ生

ズルコトヲ防止スル爲ニ、第二ニ條ニ於

テ、怠ケタ者ヤ棄行不良ナ者ニハ保護

ヲ申上げマスルノハ、保護ヲ行フ機関

ノコトデアリマスルガ、保護ヲ行フ機

關スルニ依存シテ居リマス、次ニ申

何ヲ問ハズ、現ニ生活ノ保護ヲ要スル

状態ニアル者ノ生活ヲ、國ガ差別的又

ハ優先的ナ取扱ヲナスコトガナク、平

等ニ保護致シマシテ、社會ノ福祉ヲ増

進スルコトニアルノアリマス、但シ本

法ノ保護ニ依存シテ、徒食スル者ガ生

ズルコトヲ防止スル爲ニ、第二ニ條ニ於

テ、怠ケタ者ヤ棄行不良ナ者ニハ保護

ヲ申上げマスルノハ、保護ヲ行フ機関

ノコトデアリマスルガ、保護ヲ行フ機

關スルニ依存シテ居リマス、次ニ申

何ヲ問ハズ、現ニ生活ノ保護ヲ要スル

状態ニアル者ノ生活ヲ、國ガ差別的又

ハ優先的ナ取扱ヲナスコトガナク、平

等ニ保護致シマシテ、社會ノ福祉ヲ増

進スルコトニアルノアリマス、但シ本

法ノ保護ニ依存シテ、徒食スル者ガ生

ズルコトヲ防止スル爲ニ、第二ニ條ニ於

テ、怠ケタ者ヤ棄行不良ナ者ニハ保護

ヲ申上げマスルノハ、保護ヲ行フ機関

ノコトデアリマスルガ、保護ヲ行フ機

關スルニ依存シテ居リマス、次ニ申

何ヲ問ハズ、現ニ生活ノ保護ヲ要スル

状態ニアル者ノ生活ヲ、國ガ差別的又

ハ優先的ナ取扱ヲナスコトガナク、平

等ニ保護致シマシテ、社會ノ福祉ヲ増

進スルコトニアルノアリマス、但シ本

法ノ保護ニ依存シテ、徒食スル者ガ生

ズルコトヲ防止スル爲ニ、第二ニ條ニ於

テ、怠ケタ者ヤ棄行不良ナ者ニハ保護

ヲ申上げマスルノハ、保護ヲ行フ機関

ノコトデアリマスルガ、保護ヲ行フ機

關スルニ依存シテ居リマス、次ニ申

何ヲ問ハズ、現ニ生活ノ保護ヲ要スル

状態ニアル者ノ生活ヲ、國ガ差別的又

ハ優先的ナ取扱ヲナスコトガナク、平

等ニ保護致シマシ

シテハ、保護ラスルコトガ出来ナイヤ
ウナ工合ニ相成ツテ居ル譯デゴザイマ
ス、ソレデサウ云フコトデハ先程大臣
カラモ御詔ガゴザイマシタヤウニ、今
ノ時代ニ對處シテ行クコドガ出来ナイ
ト云フヤウナ譯デ、是等五ツノ法律ヲ
全部廢ヌマシテ、サウシテ原因ノ如何
ヲ問ハズ、對象ノ如何ヲ問ハズ、生活
ノ保護ヲ要スル狀態ニアルモノヲ皆保
護シテ參ル、斯ウ云フコトデアリマ
ス、第二ニモウ一つゴザイマスノハ、
此ノ五ツノ法律ノ中デモ軍事扶助法ノ
救護ノ方ハ、是ハ勅令デ決メテ居ルノ
デアリマスガ、保護ノ程度ガ軍事扶助
法ガ一番厚イノデアリマス、保護ノ程
度ニ差ガアル譯デゴザイマス、軍事扶
助法ガ一番厚クテ、救護法、母子保護
法、醫療保護法ハ一番低イノデアリマ
ス、ソレカラ戰時災害保護法ノ方ハ中
間ヲ行クト云フ三段階ニ保護ガ岐レテ
居ルノデアリマス、是ハ今ノ終戦後ノ
日本ノ現在ノ狀態ト致シマシテハ如何
ト云フヤウナニコトデアリマシテ、之ヲ
第一條ニ規定シテアリマスヤウニ、差
別的、優先的ナ取扱ヲ爲スコトナク、
平等ニ保護シテ參ルト云フコトガ必要
ニナツシテ參リマシテ、苟モ保護ヲ要ス
ル狀態ニアル者ニ付テハ總テ無差別、
無優先、平等的ナ保護フシテ行クト云
フヤウナ風ニ改メル必要ガアルト云フ
ヤウナコトカラ此ノ法律ガ出來タヤウ
ナ次第デアリマシテ、對象ニ於テノ點
ト、保護ノ厚薄ノ點等ニ付テ非常ニ違
フ點ガアリマス、サウ云フコトニナツ
テ参リマスルノト、モウ一つハ保護ノ
アリマスガ、何ト云ヒマシテモ、救
護法ト云フヤウナ法律ノ匂ヒト云フモ

ノハ如何ニモ慈善的ト申シマスカ、恩惠的ト申シマスカ、サウ云フヤウナ色彩ガ非常ニ多イ、此ノ際國ガ全部全責任ヲ持ツテ、ソレ等ノ人ヲ保護シテ参ルト云フ風ナコトガ、今衆議院デ議論サレテ居リマスル憲法等ニキマシテモ、基本的な人權尊重ト云フヤウナ立場ニアリマスコトカラ考へマシテモ、國ガ責任ヲ持ツテ保護シテ參ル、慈善的、恩惠ト云フヤウナ色彩ヲ拂拭シテ參ラケレバナラヌト云フヤウナ點ガ、本法ト從來ノ一部ノ保護法トハ違フ點ダラウカト云フ風ニ了解ヲ致シテ居ル譯デゴザイマス、大體總論の二八ス様ナ風ニ致シマシテ、國ガ苟モ保護ヲ要スル状態ニアルモノハ無差別平等ノ保護ヲシテ參ルト云フヤウナ原則ヲ打立テマシテ、多數ノ生活困窮者ニ國家ガ責任ヲ持ツテ保護シテ參ルト云フコトヲ宣言シテ實行シテ參ル譯デアリマス、サウ云フ風ナコトニナリマスルト、モウ一ツ心配ニナリマス點ハ、情民養成ト申シマスカ、之ニ係ルコトニ依クテ殆ド勵クト云フ風ナコトヲシナイデ、唯徒食スル、保護ニ狎レテシマフト云フヤウナ心配モ起キテ參ル譯デアリマスノデ、先程大臣カラモ御説明ガゴザイマシタヤウニ、サウ云フヤウナウナ情民養成ヲ防止スルト云フヤウナ意味カラ致シマシテ、本法デハサウ云フコトノナイヤウニ注意ヲ致シテ居ル譯デアリマス、ソレガ一番大キナ點鷹太郎思ヒマスガ是ガ第二條デアリマス、苟モ勵キ得ル者デ、而モ勤勞署デ御話スレバ職ガアルト云フヤウナ者ニ付テハ、ソレデ勵カナイ者ハ保護シテ参ラナイ原則ヲ第二條ニ掲ゲテアル譯デアリマス、ソレカラ第十六條デゴザイマスガ、保護ヲ是カラ受ケヨウトス

ル者、或ハ現ニ受ケテ居ル者ニ付ノ
ハ、勤勞其ノ他生計ノ爲ニ勵キ得ル者
ハ働ケト云フヤウナコトヲ言ツテ、サ
ウシテ是ノ指示ニ從ハナイ者ニ付テハ
保護ヲ止メルト云フコトガ出來ルト云
ノ規定ヲ設ケテ居リマス、保護施設ニ
ニ入ツテ居ル者ニ付テモ、適當ナ作業
ヲ課スルト云フ規定ガ第十四條ニアル
譯ニアリマス、ソレカラ尙モウツサ
ウ云フ點ニ關聯シテ居ルト思ヒマスカ
ラ申上ゲマスレバ、是ハ國ガ保護ヲス
ルト云フ建前ヲ採ツテ居リマスノデ、
直接國ナリ或ハ知事ナリガ、保護機關
ニナムト云ソコトモ考ヘラレル譯ニアリ
リマス、現ニ軍事扶助法、戰時社會保
護法等ニ於テハ市長、府縣知事、或ハ
地方事務所長ト云フヤウナモノヲ保護
機關ニ致シテ居リマス、救護法ト母子
保護法トハ町村長ヲ保護機關ト云フコ
トニ致シテ居リマスガ、本法ニ於テハ
多數アル要保護者ノ實情ヲ一番ヨク知
クテ居ル者ハ第一線ノ市町村長アル
ト云フ建前カラ本法ニ於テハ市町村ヲ
保護機關ニスル、是ニハ一番事情ヲシ
ク知ツテ居ル第一線方面委員ト云ノヨ
トニ相成ツテ居ルガ、今度方面委員モ
性格ヲ改メマシテ、名前モ改メテ、民
生委員ト致スコトニナツテ居リマス、
此ノ民生委員ガ第一線ノ市町村長ヲ保
護費第五章以下デアリマスガ、大體保
護ノ方へ國ガ責任ヲ持ツテアルト云フ
ハ費用ノ負擔ノ點デイマイマスガ、保
護費第五章以下デアリマスガ、大體保

張リ國ト言ヒマシテモ要保護者ニ付レ
ハ、市町村或ハ府縣等モ無關心デ居ラ
レス譯デアリマス、又一面幾ラカ地方
費ニ負擔サセルト云フ、風ナコトガ、自
分ノ仕事デアルヤウニ考ヘテ戴クコト
ガ、保護ノ濫給ヲ防止スルト云フヤウ
ナ點ニ役立ツノナハナイカト思ノンデ
アリマシテ、大臣カラ御説明ガアリマ
シタヤウニ、一部地方費負擔ヲ命ジテ
居ル譯デアリマス、併シ性質ガ斯ハ云
フ風ナ性質デアリマスノダ、保護法施行
行ノ費用ハ分與金帝府縣市町村長ニ流
スコトニナツテ居リマス、實際上ハ矢
張リ殆ド國ノ持ツ分トシテハ全額國費
ト大差ナイヤウナコトニナツテ居ル譯
デアリマスガ、一應先程大臣カラ御説
ガアリマシタヤウニ、十分ノハラ國が
持チ、十分ノーツ、ヲ地方デ、府縣市
町村長デ持ツト云フヤウナ建前ニ致シ
テ居ル譯デアリマス、サウ云フ風ニシ
テ濫給ト云フヤウナ點モ防止シテ參リ
タイト云フヤウナコトニ相成ツテ居ル
譯デアリマス、ソレカラ保護機關或ハ
保護施設、保護施設ト云フノハ、是ハ
從來ノ先程大臣カラ御説明ガアリマ
シタヤウニ、居宅デ保護スルノガ本體ニ
アリマスケレドモ、サウ云フコトノ出
來ナイモノハ保護施設ヲ設ケテ、是ハ
モ是デ致シテ居ル譯デアリマス、ソレ
カラ保護ノ種類デアリマスガ、生活扶
助、醫療扶助、助産、生葉ノ扶助、此
ノ四ツニ付キマシテハ從來アツタ
モノヲ規定致シタノデアリマス、是
ハ其ノ日ノ日ハドウニカ生活ヲ致シ
テ居リマスガ、一度一家ノ中カラ不幸

ガアルト云フヤウナコトニナルト御葬式ガ出セナイヤウナ家モ相當アルノデ、若干ノ費用、器具ノ貸與ト云フヤウナコトニ依ツテ御葬式ヲ出サシテヤラウト云フヤウナモノ、是ハ多分ニ地方ノ實際デ、今ノヤウナ實例ガアツテ非常ニ御困リニナツテ居ルト云フコトヲ聞イテ、今回ハ之ヲ入レタ譯デアリマス、他ハ從來ノ保護法令等ノモノヲ其ノ儘大同ト小異ノ所ガアリマスガ、特段ニ御説明申上ゲルヤウナ改正ハ致シテ居ラヌ譯デアリマス、尙足ラヌ點ガゴザイマスルガ、御質問其ノ他ニ依リマシテ御答へ致シタイト思ヒマス○板谷頤助君　只今ノ御説明ニ依リマスレバ、大ニム疑問ガ生ズル譯デアリマスガ、從來ノ保護ノ範圍ヲ擴メテ、廣ク失業者ノ困ツテ居ル者モ成程度保護スル、斯ウ云フ意味デアリマスガ、御承知ノ通り現在ノ世相ニ於キマシテハ殆ド富ノ再分配ガ行ハレムトシテ居リ、又補償打切ノ結果、相當ノ失業者モ從ツテ出ルコトデアリマスノデ、大體此ノ生活保護法ノ基本トナル失業者ノ解説、如何ナルモノノ失業者ト看做スカ、御承知ノ通り現在ノ日本ノ再建ト云フコトニ付テハ、手足ノ勤労者ハ皆働カナケレバナラヌ現狀デアリマス、今御話ノ通り情民ヲ作ルコトハ遜クベキデアリマスカ、失業者ヲ一體ドノ程度ニ解釋サレテ居ルカ、大臣ノ御答辯ヲ願ヒマス○國務大臣(河合良成君)　御答へ致シマスガ、ソレト關聯致シマシテ、只今社會局長カラ段々内容ニ付テ説明致シマシテ、失業者問題ノ關係ヲ申上げタイト思ヒマス、大陸此ノ法律ハ憲法

草案ノ第二十三條ト恩ヒマシテ、結局最低生活ノ保障ト云フコトノ爲ニ法律規定ニナツテ居リマシテ、今度多分衆議院ノ小委員會デ多少ソレガ變更サレルカモ知レマセヌガ、勿論趣旨ハナツトモ變ハラナイノデアリマシテ、其ノ點ニ基キマシテ、ドウシテモ國民ノ最低生活ヲ保障シテ行カナケレバナラヌト云フコトガ、國家ガ責任ヲ持ツテ行クト云フコトガ、法ノ基礎ニナツテ居リマス、併シ其ノ最低生活ノ保障ト申シマスカ、モウ少シ廣ク言ヘバ、社會保障ト申シマスカ、ソレガ此ノ法律ダケデヤレル性質ノコトデヤアリマヌ、社會保險ノ制度モ入リマセウシ、ソレカラ失業對策ノ如キ問題モ入リマセウシ、色々ナ面カラヤツテ行カチクチヤナラヌガ、是ハ兎モ角モ、言葉ハ惡イガ、一ツノ線カラ落チタヤウナモノヲ拾ヒ上ゲテ行クト云フ、一ツノ考へ方ガ根本ニナツテ居リマス、ソレデ皆ヲ保護シテ行クト云フ、建前ガ、縱ノハ、戰災者ハ戰災者デ保護シテ來マシタ、軍人ノ遺族ハ軍人ノ遺族、ソレカク抽象的アリマスケレドモ、ト申シマスノハ例ヘバ今迄ノ日本ノヤリ方デハ、戰災者ハ戰災者デ保護シテ來マシタ、軍人ノ遺族ハ軍人ノ遺族、ソレカク一般ノ貧困者ハ貧困者、母子ハ母子ト云フ風ニ斯ケレバモウ舉ゲテ教ハナケレバイカヌノダカラ、結局横ニ線フ引テ、サウ云フヤリ方ハ面白クナイ、原因ノ如何ハ問ハズ、或程度以下ノ生活者ト云フモノハモウ舉ゲテ教ハナケレバイカヌノダカラ、結局横ニ線フ引テ、ソレカラドウシテモ叶ハヌト云フ

モノハ、全部優先的ト云フコトハ言ハ
ナイデ平等ニヤツテ行クソレガ今ノ民
主的ナヤリ方ダト云フ考ヘニナツテ居
リマス、ソレヲ基調ニシテ今度ノ法案
ダ出来テ居リマス、ソコデソレヂヤノ事
ノ横ニ線ヲ引イテ、其ノ横ノ線カラノ
下ニドウ云フ人ガナルカト云フ問題ニ
ナリマスルト、是ハ非常ニ區々デアリ
マス、一番多カラウト思ヒマスルノ
ハ、引揚者デアリマス、是ハ八十萬家
族、モウ殆ド御承知ノ通り「リユック
サック」一ヶデ子供ノ手ヲ引イテ歸ツ
テ來ル、國ヲ離レテ長イ間經ツテ居リ
バ緣故モ少イシ、ナカヽ＼旺盛ナ氣力
ヲ持ツテ居リマスケレドモ、ドウシテモ
モ生活ニ困ルト云フ者モ非常ニ尠クナ
イノデアリマス、ソレカラ戦災者デア
リマス、戦災者ハ大分日ガ經チマシタ
ノト、大分縁故關係ガアルノデ引揚者
カラ見マスルト、大分安定シテ居リ
ス、ソレカラ戦爭ニ依ツテ戦没シタ人
ノ遺族、或ハ傷痍軍人、或ハ廢疾者ト
云フ御方ハ、モウは申ス迄ナク非常
ニ御氣ノ毒ナ狀態デアル、ソレカラ海
外引揚ヲマダセヌ人ノ、所謂在外者
ノコチラニ居ル留家族、是モ非常ニ
困ツタモノデ、ソレカラ今迄ノ所謂登
録者、是ハ富ノ分配モ御承知ノ通り色
色變化ガアリマシタ、前ヨリハ餘程
ツテ來マジタ、サウ云フ色々ナ原因
相當澤山アリマス、ソレヲ横ノ線ヲ引
イテ考ヘテ見ル、ソコヘ失業者ト云
モノガ今度ハ加ハツテ來ル譯デアリ
ス、失業者ノコトニ付キマシテハ、是
ハモウ失業對策トシテ色々考ヘツ、ア
ルノデアリマスガ、是ハ四月ノ二十六
日ノ人口調査ノ時ニ出マシタ數字カラ
見マストゞ十三歳以上六十一歳迄ノ人
デ、就業シテ居ナイ者ト、一週間以安

シカ就業シテ居ナイ者ハ男女共アリマス、ルガ、二百五十五萬人ト云フモノガムアルノデアリマス、其ノ外ニ一週間カニシテ、潛在失業者ミモナルシ、ナラヌ者モアルシ、居ナイ者ハ二百五十五萬、其ノ後色多數アルノデアリマス、現ニ就業シテ居ナイ者及ビ一週間以内シカ就業シテ居ナイ者ハ二百五十五萬、其ノ後色海外引揚者、復員軍人ガ非常ニ参リ、スノデ、是ハズシト積算致シマシテ、引揚者全體ヲ考ヘマスルト百五十萬岱ノ者ハ矢張リ失業ニ準ズル失業デアノウト思ツテ居リマス、ソレカラ今度軍需補償ノ打切ナドデ約五十萬バカラノ數字ガ出テ居リマス、是ハ各業別推定シタ數字デアリマスガ、ゾレカラ補償撤廃ナドデ矢張リ十五六萬、其外デ三十萬ト申シマスノハ、軍需補償ノ打切ノ直接ノ會社、軍需補償金貰フ會社ヲ對象ニシタノデスガ、ソカラ間接ノ影響ガアルト思ヒマス、全體ニ補償打切ニ伴シテ約百萬岱ヲ想像シナクチヤナラナイ、サウシスルト、此ノ年度ニ於テ約五百萬トノモノハ想像シナクチヤナラナイ、其ノ外ニ「プラス」トシテ潛在失業者ガ當出來ル見込デアリマス、此ノ中、日本失業者ト云フ狀態ハ「アメリカ」ノ失業者ヤ「ヨーロッパ」ノ失業者トハ多シ性格ニ違ツタ點ガアリマシテ、昭和七年ノ失業ノ狀態ノ如キニ於キマシテハ、自然ト日本ノ家族制度ナドノ影響者ヤ「ヨーロッパ」ノ失業者トハ多少性格ハ變顯著ナモノモアリマシテ、今日ト非異ニ事情ハ變ツテ居リマスケレドモ、ハモニアルノ外國ノ失業者トハ多少性格ハ變顯著ナモノモアリマシテ、此ノ失業者ガ本營ニ街頭ニ現ハ

テ來ナクチャナラヌト云フヤウナ狀態ノハ
ニナルニハドウ云フ風ニナルカト云フ
コトハ非常ニ豫測ノ困難ナ問題デアリ
マス、例ヘテ申シマスト、二百五六十
萬ト云フ失業者ガ四月ノ二十六日ノ字ニ
ハ出テ居リマスケレドモ、是ハ云フ風ニ
ニドウ存在シテ居ルカト云コトハ、
ナカニト云フ推定ニナリマス、アリマスケレドモ、何レニ致シマシニモ、其ノ中デ生活ノ困難ヲ來ス者モ、
當アラウト云フ推定ニナリマス、レハ退職金ヲ貰フ人モアレバ、貯蓄持ツテ居ル人モアリマスカラ、ザウフコトハサウ云フコトデヤツテ行ル、ソレモヤツテ行ケヌト云フ人ガリ、ノ方法ニナル譯デアリマス、其ノ失業者ガ必ズヤ今申上グマシタ戰災者カ、引揚者トカト云フ者ノ外ニ入ツ
來ル、勿論引揚者ナドモ其ノ失業者一人ニ數ヘテ居リマスケレドモ、是矢張リ失業問題ト生活保護問題ハ一ノ線ニナツテ居ルト思ヒマス、此處デボケテシマツテ一ツノ線ニナルト、
フ風ニナルト思ツテ居リマス、ソレラモウ一つ申上グマスコトハ、失業ノ性格申シマスカ、特徴ト申シマカハ今迄非常ニ爛熟シタトカ、中毒象ヲ起シタトカ云フコトデ、物ガ過
生産デ失業者ガ出來タ、丁度千九百十年カラ三十四五年ニ掛ケテノ當時ヤウナ風ニ、物ガ出來過ギテ失業者出来タト云フノガ今迄ノ通則アリスガ、今度ノハ別デアリマシテ、戰ノ終了ト云フコトノ爲ニ偶發的ニ出テ居ル、補償ノ打切トカ、海外ノ引トカト云フヤウナ偶發的ノ問題カラ來テ居リマシテ、一方生産が非常少イノデ、ドウシテモ此ノ失業ノ對シテハ生産本位ト云フーノ太イ

大蔵省へ請求シ居る次第アリマスルガ、矢張リ國民健康保險ト云フモノノ療養方、此ノ生活保護法ノ醫療ノ問題ノ前提ト申シマスカ、モット前段ナツテ居ル譯デアリマス、ソレデウマヌケ行カヌノヲコチラノ醫療デ補ツテ行クト云フ大體ノ見當ニナツテ居ス、ソレカラ第四ノ生業扶助ト云フ問題デアリマスガ、是ハ生活保護ハ受ケヌデモ、生業ヲヤツテ身ヲ立て行カヌト云フ所ニハ矢張リ扶助金ヲ出サウスデモ、生業ヲヤツテ身ヲ立て行カヌト云フコトデ、四百圓バカリノ預定デ居リマシタガ、衆議院アタリデハ是ハ千圓位ニ殖ヤシテハト云フ議論ニナツテ居リマス、併シ是ハ何モ四百圓ト限リタ譯デハゴザイマセヌデ、現ニ先日モ三十億ノ豫算ノ中ノ、大體三億バカリノ金ヲ府縣ヘ渡シマシテ、府縣ガ庶民金融庫ヲ中心ニシマシテ、之ヲ頭金ニスルト云フ譯デスカラ、サウシマスカルト、マア損ナシテモ宜い金ニシマスルト、約十億ノ金ニナリマス、十億ノ金ヲ貸付ケルコトガ出来ルト云フ譯デ、十億ノ金ヲ三千圓ヲ一口トシマシテ、生活扶助トシテ困ツタ人ニ貸付ケラレルコトガ出来レバ、三十圓デスカラ十三萬家族ハソレデマア貸付ケラレルアリマス、海外引揚者百八十萬家族アリマスルカラ、之ニ三千圓ヅ、貸付ケルコトガ出来レバ、三十圓デスカラ十三萬家族ハソレデマア貸付ケラレル譯、併シナガラ此ノ保護ノ建前ハ海外引揚者ト云フ縦ノ線ダケヤイカヌメテ居リマス、横ノ線ニシテモ、引揚者モ亦戰災者モ同一ニ扱ヒマシテ、庶民金融金庫カラ三千圓貸付ケル方針デ進メテ居リマス、併シナガラ恐ラク一番

多イノハ海外引揚者デアラウトハ思ヒ
限定シテ居ル譯デハアリマセス、數ガ
海外引揚者ガ多イ、サウシテ企業力ガ
最モ多イデスカラ、之ハ生業扶助ヲヤ
シテ行カウト云フコトデヤツテ居リマ
ス、大體申上ゲマスト、サウ云フヤウナ
スカ、今度ノ憲法ノ狙ヒトシテ一番重
大ナーツノ點ヲ先づ此ノ法案デヤツテ
行ク、其ノ後ワ矢張リ社會保險制度ヲ
完備シ、失業完全顧慮ノ目標ニ向シテ
進ム、自然サウ云フ風ニナリマスル
ト、此ノ法律ト外ノ法律トノ關係デモ
ツト綜合的ノモノニナリマスルカ、モ
ソト進化スルトハ思ヒマスルガ、只今
ハ斯ワ云フ終戰後ノゴタ／＼ノ狀態デ
モアリマスルノデ、一面ニ於テハ取
敢ヘズト云フ問題、一面ニ於テハ生活
保護ト云フ大キナ社會政策ノ面ヘ大キ
ナ足ヲ踏ミ込ンデ行ク、サウ云フニツ
ノ意味ヲ以テ此ノ法律ヲ實施スルト云
フ考デゴザイマス

○國務大臣(河合良成君)　只今失業者
ト考へマスルノハ、働く意思ハ持ツテ
居ルガ職業ガナイ、假ニ職業ガアリマ
シテモ一月ニ一週間位シカ働ケナイ者
ト云フ考フ失業者トシテ居リマス、ソ
レデ失業救済ノ目標ハ是デヤツチ行ク
ノデアリマセヌ、六十億ノアノ公共事
業費ト云フモノ見込ミマシテ、其ノ
公共事業費ノ内容ハ、開墾トカ、土木
トカ、治水トカ、道路トカ、港灣ト
カ、學校建築モ多少入リマス、裁判所
ノ建築モ多少入リマス、サウ云フモノガ
主デス、ソレカラ都市ノ失業者救済ノ
ノ機動的ノ公共事業、ソレカラモウ一
ツ大キノハ戰災地ノ都市計畫、跡片
付ケ、清掃ト云フ大キナ問題、ソレカ
ラ其ノ外ニ尙共同作業所ノヤウナモノ
ヲ所々設ケタリ、授産所ヲ設ケタリ、
或ハ職業輔導、大工トカ鍛冶屋ノ職業
輔導、知識階級ノ人モ特別ノ扶助ヲ與
ヘテ團體會社ニ入レタリト云フヤウナ
コトヲヤツテ行キマシテ、鬼ニ角遊ン
デ居ル人ニ職ヲ與ヘル、働く意思ノア
ル者ハモウドシシテ鍛カシテ行クト云
フコトデヤツテ行キマスガ、失業對策
面ハソレデ行クノデアリマス、處ガド
ウシテモ働く意思ヲモウドシシテ仕事ガナイ
ト云フ場合モ起キルノデアリマス、サ

ウシテ自分でハ生活出来ヌト云フ場面を起キマスルカラ、サウ云フ生活保護ヲ行カヌトヤツテ行ケヌト云フノハ矢張リ仕事ノアル迄ハ生活保護ニ入り込ンデ來ルト云フ氣持ヲ持ツテ居リマス、ソレガ失業者トはトノ關係アリマスガ、此ノ法律ノ本來ノ狙ヒハ、効カウト恩ツテモ働ケヌト云フ者ガ主ナ點ナシナアリマス、例ヘバ寡婦デ子供ヲ連レテ居ルトカ、或ハ病氣ダトカ、體ガ弱イトカ、色々ナ條件デ働カウト思ツテモ働ケナイト云フノガ主デ、働ケルンデアリマスケレドモ懶ケルト云フノハ入ラナイト云フ(建前ニナツテ居リマス、サウ云フ意味デ失業者ノ方ト相當交錯シテ來ルト云フコトニ考ヘテ居リマス

○板谷順助君 其ノ點ガドウモハツキリシマセダガ、大體ニ於テ失業者ハ生活保護法案ニハ入ラヌ、サウ承知シテ宜シウゴザイマスカ

○國務大臣(河合辰成君) 失業者ハ失業救濟デ行ツテ、職ニアリ付ケル者ハ入ラヌ、ソレカラ失業者デアツテモ、食ツテ行ケル者ハ入ラヌノデアリマス、金ヲ持ツテ居ル人トカ、サウデナクテ、失業者デアツテ働ケル人デモ、ドウシテモ働ク機會ヲ得ルコトガ、出来ナイ、國家ガ色々世話シテモ出來ナイト云フ人ハ、矢張リ是ハ幾ラカ入ルト恩ヒマス

○板谷順助君 然リ質問ガ長クナツテ相濟ミマセヌガ、ドウモバツキリ致シマセヌカラ……、例ヘバ失業者ノ解釋ハ、自分ガ二百圓貰フダケノ力ガアル、ソレガ丁度百圓ノロヨリナイ、或ハ又中等學校卒業程度ナラバ幾ラモ需要ガアルケレドモ、専門學校、大學ト云フヤウナコトニナルト口ガナイ、サ

ウ云フ者ガ、中等學校卒業程度ノ給付
デヤ據ダト云フコトニナレバ、從ダテ
是ハ失業者ニナル譯デス、又或ハ技術
家ニ事務ヲヤレト言シテモ出來ヤシナ
イ、又事務家ニ技術ヲヤレト言シテモ
出來ヤシナイ、ソレガロガナイ間ハ遊
シゾ居ルト云フ者ハ失業者ト見テ、之
ヲ地方民生委員ニ査定ラシロト言ツテ
モ出來ヤシマセヌ、從ツテ實際病人デ
アルトカ、或ハ子供デアルトカ、食フ
ニ困ル、此ノ者ヲ救濟スルト云フノガ
本旨デアルナラバ、其ノ邊ヲハツキリ
シテ御置キニナラヌト、ドウモ失業者
デ體ガ丈夫デアルガ、併シ仕事ガナクニナリ
テブランシテ居ル、或ハ又自分ノ思
フヤウナ仕事ガナイカラ遊ンデ居ルト
云フヤウナ者ガ出来ル、ダカラシテ、
之ヲ適當ニ限界ヲ付ケテオヤリニナリ
マセヌト、國家ガ赤字ニ赤字ヲ重ネテ
居ル此ノ状態ニ於テ、ソレハ三十億ア
ツテモ、五十億アツテモ足リハシナ
イ、此ノ邊ガ失禮ナガラ、アナタノ今
ノ限界ガハツキリシナイト思フノデア
リマスガ、如何デスカ

モ行クヌト云ソハ、寡婦七孤兒ノヤリ失業者デアリマス、サウダカラ線ルト引ケルノデアリマス、引ケマスケレドトフ風ニナリマスルカラ、絶対ニ是ハ備考ノ能力ノナイ者バカリカト云フト、サヘナイガ、明日カラ仕事ガアレバドウカ、仕事ガアレバ直グ仕事ヲルト云「チャンス」ガナイト云フ者、ソレハ白分デ勝手ニ選シ「チャンス」ガナイト云フノデハナク、客觀的ニ見テ是ハドウシテモ「チャンス」ガナイト云フ時ニハ、矢張リ此ノヤウニシナケレバイカヌ、ダカラ失業者ト云フモノハ多少吐ノ中ニ混ツテ來ルト云フコトハ認メナズ、尚ケレバナラスト云フ意味ナノデス、尙説明ガ不完全デアリマシタラ申上ダマス

○委員長(男爵高木喜寛君) 板谷君、申上げマスガ、大臣ハ衆議院ノ委員会ニ待ツテ居ルサウデスカラ、アナタノ質疑ハ此ノ次ニシテハ如何デスカ

○板谷順助君 承知シマシタ、保留シテ置キマス、ソレカラ御願ガアリマス、私ハカリ質問シテ相濟ミマセヌカレドモ、適當ノ時期ニ大蔵省ノ主税長ヲ御呼ビ願ヒタイノデアリマス

○委員長(男爵高木喜寛君) 承知シタ、尙質疑ヲ續行致シマス

○原泰一君 板谷君ノ質問ニ關聯シテ、適當ナ時ニ大蔵大臣ニオイデニハ間ニ合ハセル筈デス

○佐々木惣一君 大臣ハ他日又此ノ委員會ニオイデニナリマスデセウカ
○委員長(男爵高木喜寛君) ソレハ以ズオイデニナリマスト思ヒマズ
質問ハ止メテ、オイデニナツタ時ニシマス
○木内四郎君 先程來板谷委員ノ御質問ニナツタコトニ關聯シマシテ、政
委員カラチヨツト伺ツテ置キタノゴスガ、色々御質問ニナツテ居ツタヤウ
デスガ、要スルニ私ハ或ハ間違ツテタルカモ知リマセヌガ、板谷委員ガ色
御質問ニナツタ御趣旨ハ、第一條ノ生
活ノ保護ヲ要スル狀態ニアル者ト云
ノハ、一體ドノ程度ノドウ云フ人ヲ
活ノ保護ヲ要スル狀態ニアル者ト認
ルカ、或ハ能力ガアルニモ拘ラズ働
ナイカ、勤勞ノ意思ノナイ者トカ、或
ハ勤勞ヲ怠ル者トカ、サウ云フヤウ
者ハドウ云フヤウナ標準デ誰ガ判定
ルノカ、サウ云フ様ノ事務的ニ伺
バ、先程カラノ御質問ハ大體氷解ス
ノデヤナイカト思フノヂ、政府委員
ヲ御説明願ヒタイ

○政府委員(葛葉西斉君) 生活ノ保
護要スル狀態ニアル者ト申シマスノ
生活困窮者ト申シマスカ、生活困難
者ト申シマスカ、生活ノ出來ナイ者
申シマスカ、サウ云フ者デゴザイマス
從ヒマシテ先程大臣ノ仰シャイマシト
生活扶助ノ點ハ、寡婦ガ年寄ト子供
人ヲ抱ヘテ居ルヤウナ者ナラバ、大
此ノ豫算編成當時ニ於キマシテハ、上
京都デハ三百圓アレバ最低ノ生活ハ
來ルノデヤナイカト云フヤウナ見當
立テマンシタ、サウ云フコトニ依リマ
ルト、先づ大體其ノ邊ノ所ガ客觀的
見テ生活困難者ト云フ風ニ抑ヘラ

ハ必致貢府ナシ店生ノ生メカ試圖ナルカ譲ガハニトナリ、體出東市ニタリ。市長ガ有シマス、唯市町村長ノ決定が間違テ居ルヤウケ場合ニ於キマシテ、其ノ家庭ノ實際ノ狀況ヲ見マシテ、是ハ收入皆無、或ハ若干ノ收入ガアルト云フヤウナコトカラ、是レ位ノ援助ハ必要デアルト云フコトヲ民生委員ガ市町村長ニ申達ラ致シマス、ウ云フ風ニ致シマシテ最後ノ決定権ハシマスニハ、民生委員ガ之ヲ補助致シマシテ、其ノ家庭ノ實際ノ狀況ヲ見マスルコトニ相成リマス、市町村長ガ致シマスニハ、民生委員ガ之ヲ補助致シテ居リマス、現ニ今度モ葬祭ナンカノ關係デ、昨日東京都カラ言ツテ参リマガ大臣ノ認可ヲ得テ其ノ時、ニ決メルト云フ決メ方ニシテ参ラウカト思ツ式ノ費用ハ百圓ト云フコトニ致シテ居リマスガ、ドウシテモ百圓デハ御葬式ハ出來ヌサウデアリマス、ソレデ、是非二百圓ヤツテ與レト云フコトヲ大臣ニ認可ラバメテ参リマシタ、是ハ一兩日中ニ認可シテヤルカト思ヒマス、生活扶助ノ方モサウ云フ風ニ時ニ應ヅテ必要ナ最低限ト云フモノヲ知事ト大臣ト相談ヲ致シマシテ、此ノ邊道線ヲ引カウト云フコトデ、應線ヲ引イテ居ルノデゴザイマス、地方々々ニ依ツチモ達フ譯デス、土地ニ依ツテモ達ヒマスカラ、サウシテ決メテ参ラウト思ヒマス、或線以下ノ收入ノ者ガ生活困難ノ者ト云フヤウナコトニ相成ルト思ヒマス、ソレカラモウ一つ、サウ云フ保護ヲ要スル、狀態ニ在ル者トノ認定ハ誰ガスルカト云フ點ゴザイマスガ、是ハ第一線ノ報告機關デアル市町村長ガスルコトニ相成リマス、市町村長ガ致シマスニハ、民生委員ガ之ヲ補助致シテ、是ハ收入皆無、或ハ若干ノ收入ガアルト云フヤウナコトカラ、是レ位ノ援助ハ必要デアルト云フコトヲ民生委員ガ市町村長ニ申達ラ致シマス、サ

シテハ、監督権ニ依リマシテ、地方長官ナリ何ナリガソレヲ訂正シテ參ルト云フコトハ、或ハ時ニヘアリ得ルカト思ヒマスケレドモ、決定ハ斯様ニシテ市町村長ガスルト云フコトニ相成ル積リデアリマス。

○委員長(甲爵高木喜寛君) 他ニ御質疑ハゴザイマセスカ

○板谷順助君 民生安定費ノ豫算ヲ見マスト人件費、物件費デ大シタ金額ガ計上サレテ居リマスガ、是ハ大體都道府縣ナリ或ハ市町村ガ自治的ト云フカ、兎ニ角地方ニヤラセルト云フ、斯ウ云フ組織ニナルノデセウガ、本省ノ方デハ一體此ノ三千萬圓カラノ費用ハ何處デ使フノデスカ、民生安定費トシテ俸給ハ千二百四十二萬五千圓ハ實與ガ三百三十五萬二千四、二十一年度ノ改定歳出豫算ニ出テ居リマスガ：

○政府委員(葛西嘉資君) 大體ハ只今御指摘ノヤウニ地方ヘ補助致シマシテ、地方デ大部分ノ仕事ヲヤツテ貰ゾコトニナリマス、全部府縣ニ補助致シマシテ、ソレヲ市町村ニ更ニ補助スル、市町村費、府縣費デ大部分ノ仕事ヲスルト云フコトニ相成リマス、ソレデ前ノ方ノ民生安定施設費ノ中ニアリマス若干ノ費用ハ、ソレヲ指導スルトカ監督スルトカ云フヤウナ本省關係ノ事務費デゴザイマス。

○板谷順助君 地方ニ任セテヤラセルノニ、監督ハ勿論必要デスケレドモ、或程度迄詰リ本省ガ補助金ヲ出スト云フ程度ニシテ、府縣ナリ或ハ市町村ニ責任ヲ持タセルヤウニシテハドウカト思ヒマス、今此處ニ三千萬圓カラノ人件費其ノ他給與ガ計上サレテアリマス

○政府委員(葛西新資君) 御指摘ノ資料ガ、ドッヂカ能ク分ラヌノデゴザイマスガ、本省機構ニ要シマスル經費トシテ二十三萬三千圓、シマシテ、人件費トシテ三萬三千圓、ソレカラ施設費ノ方トシテ一千餘圓、アト大部分ノモノハ地方費ノ補助ト云フコトニナツテ居ルト了解致シテ居リマスガ……

○板谷順助君 ソレカラ此ノ法案ヲ見マスト云フト、必要限度ノ給與ヲルト云フコトデアリマスガ、勿論必要限度ノ給與ト云フコトニレバ、最低生活ニ觸レル譯デスガ、最低生活ノ算定期間ノ物價ノ大變動ノ場合ニ於テ「インフレ」防止ガ出來ザル恐リハ此ノ見活ニ付カスト思フノデス、ソレハアナタノ方デハ今御話ノヤウニ三百圓給與スルト云フ御話デスガ、ドンナ風ニ見テオイデニナリマスカ、最低生活ノ保障、所謂必要限度ト云フコトハ最低生活ニナリマスガ、是デ最低生活ノ保障ニナリマスカ

○政府委員(葛西新資君) 只今モ本内委員ノ御質問ニ對シマシテ御答ヘ申シマジタヤウニ、地方々々デ最低生活ノ限度ヲ決メルト云フコトニナツテ居リマスガ、東京等ノ場合ニ於キマシテハ、今缺配等ガ非常ニ多カツタリ、聞ノモノヲ入レナケレバナラヌト云フ風ナコトデハ、三百圓デ今申シマシタ家族デハナカヽムツカシイ實情デゴザイマス、併シ實際物資ノ「ルート」ヲ確保致シマスレバ、一應ソレ位ノ所デ最低ハ行ケルノデヤナイカレ云フ風ニ考ヘテ居リマス、ソレデ物資等ノ特配、缺配ニナリマシテカラハ、御承知ノヤウニ

陸海軍ガ保有シテ居リマシタモノヲ聯
合軍ニ納メマシテ、ソレ更ニ放出シ
テ戴キマシタ乾「バン」、饅詰等ヲ相當
救濟用ニ政府ニ又拂下ダテ戴イテ居リ
マスノデ、之ヲ先般來、先月ノ終り頃
カラダト思ヒマスガ、聯合軍ノ承認ガ
得マシテ無償デ貧困者ニハ配給スルト
云フヤウナコトモ致シテ居ル譯デゴザ
イマス、ソンナヤウナコトデ、今ノ所
ハドウニカ此ノ限度デ最低ノ生活ダケ
ハヤシテ居ルノヤナカト云フ風ニ
見テ居ルノデスガ、併シドンヽ物價
ハ變ツテ參リマスノデ、或ヒ又物資ノ
配給ノ狀態等ガ悪化シテ參リマスレ
バ、ナカノヽソレダケハ出來ヌノヂ
ヤナイカ、或程度金額ヲ上げテ行カナ
ケレハイカヌノヤナカト云フ風ナ
コトモ考ヘテ居リマス、現在各府縣デ
生計ノ調査ヲ致シテ居ル次第デゴザイ
マス、實ハ先月ノ未頃ニ纏メテ貰フ
フヤウナ風ニ致シマシテ、各府縣ソ
レゾレ色々ナ對象ヲ調ベシテ、厚生
大臣ガ地方長官カラ相談ヲ受ケマシタ
場合ニ認可ヲスル材料ニト思ヒマシ
テ、各府縣デ生計費ノ調査ヲ致シテ居
ルノデアリマスガ、是ハマダ經ツテ居
リマセヌノデ、具體的ニドウ斯ウト
云フコトハナイヤウデアリマスガ、地
方聰ニ於キマシテハ、矢張リ之ヲ基
ニ致シマシテ、一應ノ最低生計費ト云
フモノヲ作ル豫定デアリマス、今ノ所
デハ是位ノモノデ、今申シマシタ主其
物價ノ變動デ是デハ足ラヌト云フコト
ニ致シマシテ、一應ノ最低生計費ト云
フモノヲ作ル豫定デアリマス、今ノ所
居リマス、是ハ三百圓ト申シマシテ

モ、一應ノ基準デゴザイマスカラ、實際ニ其ノ家庭々々デ、此ノ家庭デハドウ、ウシテモ三百五十圓要ル、或ハ三百六十四圓ト云フ風ナ場合ニ於キマシタノハソレム必要ナ額ダケ支出スルハ、ソレム必要ナ額ダケ支出スル云フ建前ニ致シテ居リマス、大臣ガ先程三百圓ト申シマシタノハ一應ノ基準デゴザイマシテ、線ヲ引クト申シマシタニセ、ナカヽ個々ノ家庭ニ依リマシテ、實際ノ庭家生活ト云フモノハ、劉ノ出ルオ母サンノ家ト乳ノ出ナイオ母サンノ家庭トデハ最低生活ガ明カニ達ツテ參リマス、ソンナヤウナノヲ隠ミ合セマシテ、個々ノ家庭デソレム最低生活ト云フコトハ達ツテ來ルノデヤナカ、一應平均ノ最低ト云フコトハ只今申シマシタヤウニ線ヲ引テ居ルノデゴザイマシテ、限度ハ設ケナイト云フ建前ニ致シテ居リマス

從ツテ若シ其ノ世帯ニ於キマシテ僅カ
ナガラデモ内職デモシテ、或ハ月ニ百
五十四、或ハ二百圓ト云フヤウナ收入
ガアリマシテモ、ソレハ一應收入ト見
ナイデ三百圓ノ補助ヲ給與スル、斯ウ
云フゴトニナリマズ、從ツテ其ノ家庭
ハ一箇月五百圓ノ生活ニナルト云フヤ
ウナ建前ニナツテ行クノデアリマスカ
ラ、サウ云フヤウナ氣持ヲ以テ本案ヲ
運營シテ行クヤザニシタイ、斯様ニ考
ヘテ居ルノデアリマス、是ダケ附加ヘ
テ置キマス

擇デアリマス、政務次官ノ仰シャイマシタヤウニ、内職等デ若干ノ收入ガアリマスモノニ付キマシテハ、勤勞意欲ヲ昂揚セシメント云フヤウナ意味ニ於キマシテハ差引カナイ建前ニ致シテ居リマス

○原泰一君 サツキ板谷委員ノ御質問ニナリマシタ其ノ御持ハ、三百圓ノ生活標準ト云フノハドコカラ出テ來タカト云フ、斯ウ云フ意味ダツタと思ヒマス、ソレハ何か出テ居ルノデヤナイノデスカ例ヘバ五人ノ家族デ二合一トヅツ、ソレヲ合セレバ、國ガ出テ居ルノダカラ、ソレガ大體幾ラ位、ソレカラ野菜、國ガ決ツテ居ナインハ別トシテ、國ノ決ツテ居ルモノデ、生キテ行クノニハ是レダケ位ハ食ベナケレバナラヌカラ、ソレノ配給ヲ受ケルノニ必要ナ限度ノ金ハ、マア五人家族デ二百五十圓ナリ三百圓、斯ウ云フ風ニ出来タ基ガオ有リニナリマスカ、闇ノ物ヲ買フト云フコトハ是ハ別問題ダト思ヒマスケレドモ……

○政府委員(葛西嘉賀君) 只今ノ御質問ニ御答へ致シマス、是ハ多分明日配付申上グマス、配付資料ノ中ニモ、大都市ニ於ケル算出シタ基準額ヲ議院ニモ提出致シマシタノデ、明日オ手許へ行クト思ヒマスガ、一應飲食物費、被服費、光熱費其ノ他ト致シマシテ、一應大藏省ノ五百圓ノ新圓生活ノ算定ノ百圓限度ノ生活ニ於キマシテハ或程度ノ懶ク人間ガ非常ニ多カツタ、ソレカテコツチノ方ハ先程大臣カラ御話ガアリマシタヤウニ、三十前後ノ寡婦ガ、六十一歳ノ老人ヲ抱へ、六歳、三歳、

モ少クテ濟ム譯ナノデアリマスカラ、サウ云フヤウナ點カズ是ト比較致シマシテ、二百二十三圓餘、ソレカラ被服費ノ古ガ二十五圓九十錢、光熱費ガ二十三圓其ノ他色々費用ト致シマシテ、二十七圓餘、合計致シマシテ、三百圓位ト云フヤウナコトデ、一應出來ルノヤニカ、是ハ原委員ノ仰セラレマンシタヤウニ、主食ノ關係ハ配給ノ物ヲ基準ニ致シマシテ、今配給サレテ居ル價格、ソレカラ調味料等モ入レマス、家賃等八十何圓デゴザイマスカ、サウ云フモノノ入レルト云フ風ニ致シマシテ、一應ノ基礎トシマシテハアル譯デマスノデ、最低ト云フコトニナレバ、一應配給等ガアリマスレバ、此ノ程既何百圓掛カル、色々掛カルト申シマスノハ、闇トカ其ノ他色々ナ關係ガアリマスノマス、生活費トシマシテハ千ヤマ基礎ガゴザイマスノデ、一應……デ此ノ预算成立當時ニ於キマシテハ、差支ナカラウト云フコトデ、ソンナヤウナ基礎ガゴザイマスレバ、此ノ原泰一君ソンナ物ハ明日戴ケル譯デゴザイマスネ

○政府委員(葛西嘉資君) 是ハ併シ、物價ノ變動ナドニ依リマシテハ變ヘテ行カナケレバナラナイト云フコトハ由上ゲテ置キタイト思セマス

○江口文雄君 先刻カラ御質問ガ隨分續キマシタガ、矢張リ法ノ適用ヲ受ケタル者ガ「生活の保護を要する状態にある者」ト言ヒ、又大臣ノ御説明デハ事由ノ如何ヲ問ハズト云フコトガアリマシタシ、又生活ノ困難ナ者ト云フ御話ト云フト、第一ニ業務ヲ掌る地方ノ市町村長ガ、北ノ範囲ヲ率羣スルコトニモアリマシタシ、斯ウ云フコトニナルト云フト、第一ニ業務ヲ掌る地方ノ市町村長ガ、北ノ範囲ヲ率羣スルコトニ

付キマシテ、非常ニ困難ヲ來シハセヌ
カト思ヒマス、從ツテ甲ノ町デハ此ノ
人ハ此ノ法ノ適用ニ依ツテ保護ヲス
ル、併シナガラ乙ノ町デハサウ解釋ニ
スト云フ風ノ區々ナ解釋ガ起キマシ
テ、町村長ノ謂ハバ才能ノ善シ惡シヲ
判断サレルヤウナコトニモナラストチ
限ラヌト思フ譯ニアリマス、ソレデ
「生活の保護を要する状態にある者」ト云フ者、或ハ生活ノ困難ナ者、此ノ
「保護を要する」ト云フコト、生活ノ
困難ナ者ト云フコトハ隨分意味ガ遠ヒ
ハセスカト考ヘル譯デゴザイマスガ、ド
其ノ點ワ此ノ次ノ委員會迄位ニモウタ
シ具體的ニハツキリトサセテ戴イタラ
ドウダラウカト思ヒマス、ソレカラ
生委員令ト云ラモノガアリマスガ、ド
ンナモノカ其ノ邊ガ分リマセヌノデ、
民生委員令ト云フモノハ何カ書イタモ
ノガアリマシタラ戴キタイト思ヒマス
○政府委員(服部岩吉君) 江口委員ノ御質問ニ對シマシテ多少不正確ナ申上ゲ
方ヲ致シマシテ、委員各位ノ御解釋ニナ
リマス上ニ大變御迷惑ヲ御掛ケシタコ
トハ大變恐縮デゴザイマスガ、申上ゲ
方ガ歎カツタト思ヒマスガ、一應基準
トシマシテ或程度ノ最低限ノ生活ト云
モノヲ一應決メル、ゾレデ市町村ニ
之ヲどう云フ風ニスルカト申シマス
ト、矢張リ地方長官ガ其ノ時期ニ於キ
マシテ、縣ニ於キマシテハ、縣廳ノ所
在地ノヤウナ大キイ所、町或ハ村ト云
フ風ニ分ケマスカ、或ハ村ノ中デモ特
ニ物價ノ高イ所ハドウト云フ風ナ決メ
方ヲスル、ソンナ風ニ致シマシテ、一
應其ノ時、其ノ場所ニ於キマシテハ、
一應ノ標準ハ市町村ニ決マル譯ニアリ
マス、例へば東京ナラ東京ニ於キマ
シテハ、現在デハ一無ノ標準ハ三百三

ト云フヤウナコトニ一應決メテアル譯デアリマス、ソレガ物價ガ騰リマスト、三百三圓ガ三百六十圓トナルト云フヤウニシタノデアリマス、現在デハ決ツテ居ル、五人ナラ五人ト云フ或特定ノ家族ヲ標準ニ致シテ居リマスガ、四ノ家族ナラ幾ラト云フ限度表、是モ明日配付致シマス資料ニ載ル譯デザイマスガ、何人家族ノ場合ニハ幾ラ、一人ノ場合ニハ一日例ヘバ三圓四十錢、二人ノ場合ニハ一日六圓十錢、ソレカラ三人ノ場合ニハ七圓二十錢四人ノ場合ニハ九圓、五人ノ場合ニハ四十圓十錢ト云フ限度ガ一應表ガ出來マシテ、ソレヲ掛ケテ見ルト、其ノ時、其ノ場所ニ依ツテ一應ノ基準ハ決マル譯デアリアス、ソレヂヤ具體的ニ個々ノ家庭デドウ云フ風ニ困ルカ、トウスルカ、生活ニ困ツテ居ルカドウカト云フコトガ起ル譯デゴザイマスカラ、其ノ場合ニハ民生委員會ト云フモノノ町家ニ作ツテ置キマシテ、民生委員會デ具體的ニ決メテ行クト云フコトヲヤツチ行カウト思ツテ居リマス、ソヨノノ場合ニハ三百圓ト云フコトニナツテ居リマスガ、三百六十圓デナケレバ食ツテ行ケナイト云フコトヲ民生委員會デ裁定ヲシテ行カウト云フコトニ致シテ居リマス、ソレカラ「保護を要する状態にある」者打合ヲ致シテ居リマスガ、要綱ハ明日御示シスルヤウニト云フコトデゴザイマスガ、是ハ成ルベク生活困窮者ト云フ風同時ニ配付致シマス積リテアリマス、ソレカラ「保護を要する状態にある」者ト云フ文字ガ非常ニアレデアリマスガ、是ハ成ルベク生活困窮者ト云フ風同時ニ配付致シマス積リテアリマスガ、是ハ今政府部内デ法制局等ト云フ文字ヲ使フコトヲ避ケタ譯デアリマス、「保護を要する状態にある」者ト云

フ風ニ致シマシテ、何ト申シマスカ、非常ニ「ミゼラブル」ナ感ジヲ興ヘルコトハドウカト考ヘマシテ、斯ウ云フ風ニ表現致シタノデアリマス
○板谷順助君 此ノ三十億ノ豫算ノ内容ハ分ツテ居リマスカ
○政府委員(服部岩吉君) 是モ明日ノ配付資料ノ中ニ事業費全體、其ノ中國ガドレ位持ツカ、地方費ガドレ位持ツカ、而モ其ノ市町村ノ負擔ト縣ノ負擔ト云フモノヲズット致シマシタモノヲ明日配付スルヨコトニ致シテ居リマス
○板谷順助君 明日戴ク資料ノ中ニ現在ノ五ツノ法律デスカ、廢止ニナル五ツノ法律ガアリマスガ、ソレニ依ツテ保護シテ居ル所ノ人ノ數トカ、ソンナヤウナモノハ載ツテ居リマセウカ
○政府委員(舊西嘉資君) 若干デゴザイマスガ、衆議院デモ御要求ガアリマシタノデ、載ツテ居リマス
○木内四郎君 サウ云フ法律トカ、即チ今度ノ法律、此ノ法律ガ前カラ施行サレテ居ツタナラバ、ソレニ依ツテ保護サルベカリシ者ト云フヤウナモノデスネ、サウ云フ數、ソレカラ今年ノ見込ノ數モ載ツテ居リマスカ
○政府委員(舊西嘉資君) 是モ一應極大難把アリマスガ、衆議院デモ御説明申上ゲマシタヤウニ八百萬、國民ノ一割、是ハホンノ見積リデアリマスカラ、或ハドウナルカ分リマセヌガ、一應ノ大見當ハ付ケマシテ作ツタ資料ハゴザイマス
○委員長(男爵高木喜寛君) 他ニ御質疑ハゴザイマセヌカ
○原泰一君 今木内委員ノ御質問ニアリマシタ救護法、其ノ他ノ法律デ保護サレタ者ノ外ニ、昨年來緊急策ノ費用ト天長ノ保養ナシ者ノへ改ガナツテ

居ツタナラバ御一緒ニ御提出願ツタ方
ガ宜イト思ヒマス

○委員長(子爵高木喜寛君) 他ニ御質
疑ゴザイマセヌカ、若シゴザイマセヌ

ケレバ、今日ハ此ノ程度ニ致シマシ
テ、次回ハ先程カラ申シマシタヤウ

ニ、資料ハ明日ナラバ集マルト思ヒマ
スガ、如何デゴザイマスカ

○江口文雄君 明日資料ヲ戴イテモ、此
處デ即座ニ讀ンデモ分リマセヌカラ、
相成ルベクハ一日カ二日後イタ方ガ宜
クハアリマセヌカ

○委員長(子爵高木喜寛君) ソレデハ
明後日午前十時ヨリ開會致シマス、本
日ハ是デ散會致シマス

午前十一時五十四分散會
出席者左ノ如シ

委員長 男爵高木 喜寛君

副委員長 子爵京極 高銳君

委員 公爵島津 忠承君

公爵三條 實春君

侯爵黒田 長禮君

伯爵前田 利男君

子爵實吉 純郎君

子爵安藤 信昭君

子爵樺原 政春君

小山 松吉君

佐々木惣一君

伊能君

男爵小原謙太郎君

原 泰一君

長谷川萬次郎君

野田六左衛門君

板谷 順助君

木内 四郎君

江口 文雄君

正田貞一郎君

中山 藤吉君

國務大臣 厚生大臣 河合 良成君

政府委員 厚生政務次官 服部 岩吉君

厚生事務官 葛西 義資君

同 加藤 清一君

厚生大臣 河合 良成君

厚生政務次官 服部 岩吉君

厚生事務官 葛西 義資君

同 加藤 清一君